令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省元一③)

政策分野名 [施策名]	生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓	担当部局名	食料產業局(国際部、消費·安全局、生產局、農村振興局) 【食料產業局企画課/食文化·市場開拓課/輸出促進課/產業連携課/知的財產課/バイオマス循環資源課/食品流通課/食品製造課、消費·安全局動物衛生課、生產局総務課、農村振興局整備部地域整備課】
政策の概要 【 ^{施策の概要} 】	食料の安定供給という重要な役割を担っている農業や食品産業 ^(注1) が持続的な発展をするためには、消費者の多様なニーズに的確に対応するともに、国内外の新たな需要の取り込みを図っていくことが重要である。このため、農業者が明確な事業戦略の下で、食品産業事業者や他の農業者等とも緊密なコミュニケーションを図るなど積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進する。また、食品産業が消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給し、国内農業とも深く結び付いた地域の主要産業としての役割を十分に発揮していくことができるよう、中小規模の事業者も含めた食品産業全体の競争力の強化に向けた取組を促進する。	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要 政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 1(3)生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年 6月24日改訂、平成28年11月29日改訂) Ⅲ 施策の展開方向 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進 2. 6次産業化等の推進	政策評価 実施予定時期	令和元年8月

施策(1)	6次産業(と等の取組	の質の向_	上と拡大に	こ向けた戦	路的推進					
施策の目指すべき姿	促進する。 このため の創出の 化を推進	必要がある、農産物が 、農産物が 促進、消費 する。	。 や食品等の P者ニーズ等	生産・加コ 等を踏まえ	□・流通過 た機動的	程におい な経営判	て価値を 断を行う	つなぎ、i ことができ	高めていく る農業経	く「フード・バリ 営体の創出技	図るなど積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を ューチェーン」の構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値 推進、地域の多様な資源を活用した6次産業化等を促進し、農村全体の活性 会よのブランド化を図るための地理的表示保護制度の活用等を促進する。
目標① 【達成すべき目標】	6次産業(と等の取組	[の質の向_	上と拡大							
測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
MACIETA	坐十世	基準 年度		目標 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	計算分類	MATHROELEHAO TIME (NY TIME) O INCOME
	1兆円	22年度	10兆円	2年度	-	-	-	-	-	S↑-他	「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、「6次産業化の市場規模を2020年(令和2年度)に10兆円にする」との目標が掲げられていることから、これを測定指標及び目標値として選定した。なお、6次産業化の市場規模の定義については、食料・農業・農村政策審議会において6次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等)の市場規模の合計で
ア 6次産業化の市場規 模	146円	22年度	1076円	2年度	5.1兆円	5.5兆円	6.3兆円	7.1兆円	7.5兆円	1 S -11LL	7万野(加土・直元、輸出、都用と展出無利の交流等)の用場規模の合計である。 長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、前年度実績値を用いて評価を実施する。
	把握여	の方法	出典:「6次公表時期						部)等		
	達成度	合いの 方法	6次産業化 支援等がī								欠産業化に取り組む農林漁業者等の経営改革や新商品開発・販売開拓への

6次産業化の市場規 イ 模のうち、加工・直売 分野における市場規 模	1.2兆円	22年度	3.2兆円		- 2.0兆円	- 2.1兆円	- 2.2兆円	- 2.3兆円	- 2.3兆円	· S↑-他	「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、「6次産業の市場規模を現状の1兆円から2020年(平成32年度)に10兆円とする」との目標が掲げられている。 6次産業化の市場規模については、加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医宿食農連携、地産地消、ICT、バイオマス、再生可能エネルギーの7分野の合計であるが、そのうち、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組である加工・直売の市場規模を把握するため、測定指標として選定した。目標値については、「日本再興戦略改訂2015」における6次産業化の市場規模の目標年度に合致させるとともに、加工・直売について過去の売上高からのトレンドにより見込んだ市場規模の伸びに、農林漁業成長産業化ファンドによる6次産業化事業体への出資の予測件数と既存の出資事業体の売上規模に基づく市場拡大効果を加味して算出の上、設定した。年度ごとの目標値については、「日本再興戦略改訂2015」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、前年	
		把握0	の方法	算出方法	:6次産業	化総合調	査におけ	る「農産物	勿の加工」	、「農産物	FIVEから聞き が直売所」、「 した額を合算	度実績値を用いて評価を実施する。 を取り 水産物の加工」及び「水産物直売所」の年間販売金額並びに農林漁業成長産
		達成度 判定	合いの 方法	,,,,,		,,,,,,		. , , , ,	,,	-2,1424		者等に対する新商品開発・販路開拓の支援の状況などを総合的に分析し、判
		16%	18年度	50%	2年度	-	-	-	-	-	F↑-他.	「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月農林水産省告示)において、「主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、平成32年度までに50%以上とすることを目指す」とされていることから、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合な地間によりませば、「アアラファン・地間によった地間に、アアラファン・地間によった地に関いてアラファン・地間によった地間には、アアラファン・地間によった地に関いてアラファン・地間によった地に関いてアラファン・地間によった地間には、アアラファン・地間によった地に関いてアラファン・地間によった地間には、アアラファン・地間によった地間には、アアラファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・
年間販売額 ウ 上の通年営 売所の割合	業の直	10%	18年度	50%	2年度	20.3%	20.7%	21.3%	21.5%	24.5%	F -110.	の割合」を把握するため指標として選定した。 目標値については、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合 化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」に掲げられた 内容に基づいて設定した。 年度ごとの目標値については、上記基本方針において、途中段階の目標 設定がされていないことから、設定は行わないこととする。
		把握0	の方法		大産業化総 :通年営業						直売所数	
		達成度 判定	合いの 方法	年間販売し、判定す		人上の通年	三営業の 面	直売所の智	割合につ	いて、増渥	或の要因、直	売所の売上向上に向けた取組状況や課題への対応状況などを総合的に分析

		_	_	400億円	7年度	-	-	100億円	150億円	200億円		バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日閣議決定)の変更が、平成28年9月16日に閣議決定され、変更後のバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスを活用した産業については、「2025年(平成37年)に5,000億円の市場が形成」されることを掲げているところである。バイオマス活用推進基本計画に掲げられた農林漁業・農山漁村の活性化や新たな産業の創出の実現に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、バイオマスの活用により生み出された経済的価値を測ることが重要であることから、測定指標
	ェ バイオマス産業都市 における産業規模			100 (85)	1千及	-	-	103億円	116億円	157億円	3 E	を「バイオマス産業都市における産業規模」に変更することとした。 目標値については、バイオマス産業の規模におけるバイオマス産業都市の 寄与の度合いを、市町村バイオマス活用推進計画の策定目標と、その内数と してのバイオマス産業都市の選定目標より推計し、バイオマス産業都市にお ける産業規模を設定した。また、平成29年度から令和7年度までの目標値の 設定に当たっては、毎年度、一定数程度増加するものとして設定した。
		把握6	の方法	調査手法 作成時期 算出方法 済波及効 データの原	: 翌年度6 : バイオマ 果を算出	月末 ス産業都	市構想に	位置付け			トについて、	当該年度のバイオマス関連製品の生産量及び発電量を基に市場規模及び経
達成度合いの 判定方法 達成度合(%)=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											こランク:50%未満	

オ	再生可能エネルギー を活用して地域の農 林漁業の発展を図る 取組を行う地区の再 生可能エネルギー電 気・熱にかかる経済	186.6億円	28年度	600億円	5年度	-	- 186.6 億円	- 258.2 億円	- 296.6 億円	- 371.5 億円	S ↑ -他	農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、全国各地で取り組まれているところ。農山漁村再生可能エネルギー法の基本理念に掲げられた農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが重要であるため、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定した。 目標値については、現在、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ペースの維持を目指すこととし、令和5年度末時点の経済規模として600億円を設定した。 長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。
	規模	把握 <i>0</i>	 D方法	の状況か 作成時期 算出方法	っ、経済規 :調査翌年 :聞き取り約	模を試算 度6月 吉果(発電	容量と固	定価格買	取制度は	こおける調	周達価格、供給	施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握する取組地区 給熱量等)により試算 は経済産業省公表データを使用)。
		達成度 判定	合いの 方法	評価に当	たっては、	各年度ご	との新規国	取組数を	基本として	つつ、農山	1漁村におけ	る再生可能エネルギー導入の検討状況等を総合的に分析し、判定する。

	地理的表示が登録さ カ れている都道府県の 数		0都道府県	26年度	47都道府県	元年度	10都道府県	20都道府県	29都道府県	38都道府県	47都道府県		地理的表示保護制度は、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った産品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護する、日本ではこれまでにない新しい制度であるため、広く制度周知を図り、都道府県等の自治体とも連携し、全国での活用を促すことが喫緊の課題である。このため、地理的表示が全都道府県で登録されることを目標とし、その達成状況を計る測定指標として選定した。
		地理的表示が登録さ れている都道府県の					10都道府県	21都道府県	34都道府県	36都道府県	39都道府県		目標値については、まずはリーディングケースとしての実績を作ることにより、これを契機として更なる申請、制度の活用の拡大が期待できることから、5年間で全都道府県において少なくとも1登録されることとして設定した。 年度毎の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。
			把握0	の方法	調査手法 作成時期 データの原	:調査年度	末						
達成度合いの											Cランク:50%未満		

	施策(2)	食品産業の	の競争力の	の強化										
	医策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	在であるこ分に発揮し このため による食品	とから、輸 していくこと 、食品産業 品産業事業	入食品とのこができるよ とができるよ と事業者が 者等の参)競争が激 ら、中小規 、食をめぐ 入を促す。	化する中 提の事業 る様々な また、食品	で、高齢を含めて、高齢を表する。 でで、高齢を表する。 では、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで	化の進展 食品産業 等を的確 各段階に	や人口減 全体の に捉え、 おける効	少、女性 競争力の弱 リスクの伴 率化や機	の社会進出等 強化に向けた う新たな分野 能の高度化等	とも深く結び付いた地域の主要産業の一つとして地方創生に欠かせない存 による市場環境の変化に的確に対応し、引き続き食品産業がその役割を十 取組を促進する必要がある。 への進出等に積極的にチャレンジする取組を後押しするべく、医福食農連携 を推進する。更に、食品産業の持続的な発展に向け、環境問題への取組を 策など社会的課題への対応のための取組等を推進する。		
	目標① 【達成すべき目標】	新たな市場	易を創出す	「るための我	環境づくり <i>0</i>	の推進								
		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 指標ー 測字指標の選字理内及び日標値(水準・日標年度)の設字の数												
	測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標年度	27年度	28年度			元年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 		
_						70件	155件	1,000件	1,000件	1,000件		農業の経営の発展とともに、食品産業全体の経営の発展のためには、農業者と食品関連事業者との連携により、新たなそして安定的な食材の利用促進を図る必要がある。このため、農業者と食品関連事業者の連携の結びつきを拡げるため、産地懇談会等の開催により、積極的な取組を促すきっかけや環境づくりに取り組んでいることから、「食品関連事業者と農業者の連携に向け		
	食品関連事業者(注3)と ア 農業者の連携に向 けての商談件数	518件	28年度	1,000件	各年度	166件	518件	1,077件	1,124件	1,099件	F↑−直	ての商談件数」を測定指標として選定している。 目標値については、対象事業における過去の実績より、マッチングから商 談まで進む割合を約15%と想定しており、平成29年度に対象事業を拡充し たため、平成29年度から令和2年度までの各年度の目標値については、事 業実施主体(4事業者)の計画から産地及び都市部懇談会によるマッチング 総数を推計し、そのうち商談まで進む件数を1,000件として設定した。		
		把握0		作成時期	:事業者か :調査年度 :事業者か 所在:農林	末 らの聞き	取りを農木		こて集計					
		達成度 判定		達成度合 A'ランク:								Cランク:50%未満		

		83.6%	26年度	85.0%	各年度	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	S=-直	「高齢化や人口減少等の影響により食料の入手が困難となっている消費者が存在する地域において、移動販売や宅配サービスの展開など、食品産業事業者等による地域の関係者等と連携した取組を推進する。」という基本計画上の施策の達成度合を総合的に評価するため、「食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合」を測定指標として選定した。目標値については、農林水産省では、この問題が顕在化した平成20年度
1	食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合	00.0%	20十及	33.0%	1 T/Q	85.5%	82.8%	86.2%	88.7%	87.2%	1	から施策を実施しているが、平成23年度から実施している市町村アンケートの結果を見ると、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数は着実に増加している一方、高齢化や人口減少の深刻化に伴い、対策を必要とする市町村数も増加しているため、その実施割合は平均85%程度で推移している状況であることから、今後も高齢化や人口減少等により対策を必要とする市町村数の増加が想定される中で、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の増加を施策により維持することとして設定した。
		把握0	の方法	作成時期 算出方法		アンケート は民間事	を実施し 業者が対	、3月まて 対策を実施	ごに集計 返している	と回答しが		対策を必要としている市町村数 公表 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/access_genjo.html#enquete
			合いの 方法		(%)=(当 150%超、							、Cランク:80%未満

目標② 【達成すべき目標】	食品流通	の効率化	及び高度化	公等							
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標- 計算分類	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
	11.63%	28年度	11.00%	6年度	-		-	11.63%	11.51%	F↓-差	卸売市場を含む食品流通構造の効率化を測定するため、次の理由により、「飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合」を測定指標として選定した。 ①食品流通においては、消費者ニーズの変化や人手不足、情報通信技術の発達等の変化を踏まえつつコスト削減や付加価値向上などの取組を推進することが必要であり、今後、改正卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の成立(第196回通常国会)を踏まえ、1.物流の効率化、2.情報通信技術等の活用、3.鮮度保持等の品質・衛生管理、4.国内外の需要への対応等の施策を進めていくこととしている。 ②施策の成果としては、営業利益(=売上総利益-経費)の規模により測定することも考えられるが、売上総利益(=粗利益=売上高-売上原価)は外部要因の影響等による変動幅が大きく、施策の効果を的確に表現できないことが考えられる。
飲食料品卸売業に ア おける売上高に占め る経費の割合	11.03%	26 平 及	11.00%	0 牛皮	_		12.56%	14%	令和3 年3月 把握 予定		③一方、経費は食品流通の各段階における効率化の取組が反映される経費であり、売上高に対する割合を見ることで流通構造の合理化の進展が把握できる。 目標年次については、改正卸売市場法の改正が公布(平成30年6月22日)から2年を超えない範囲内で施行されること、かつ、施行後5年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、平成36年度と設定した。 目標値については、①本法律が成立した平成30年度までは既存の施策をもって基準年度(平成28年度)実績値の現状の維持を図り、②平成31年度以降は、本法律に基づく物流の効率化、情報通信技術等の活用等、卸売市場を含めた食品流通の合理化の進展を見込み、目標年度(平成36年度)まで毎年の割合が直線的に減少(0.1ポイントずつ減少)するものとして目標値を設定(11.0%)とした。
	把握여	の方法	出典:中小公表時期 算出方法		末				上高		
		合いの 方法	A'ランク1	50%超、A	ランク:90	%以上15	50%以下	、Bランク:	:50%以上:	標値-基準値 90%未満、Cラ ルに判断する。	

	中央卸売市場にお ける青果・水産物の 低温卸売場の整備 率	17.8%	28年度	27.5%	6年度	_	-	-	18.4%	24.3%	- S↑-他	卸売市場を含めた食品流通の合理化等を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実現に向けた制度の構築が求められており、卸売市場における鮮度保持及び付加価値の向上の観点からも、低温管理によるコールドチェーンを整備することは重要であることから、生鮮食料品の品質・衛生管理の高度化に関する施策の効果を測るため、「中央卸売市場における青果・水産物の低温卸売市場の整備率」を測定指標とした。目標年次については、①改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律は平成30年10月に、改正卸売市場法に令和2年6月に施行すること、かつ、改正卸売市場法の施行後5年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることに加え、②低温卸売市場の整備には、規模によっては5~7年程度を要することから、改法に基づく施策等による低温卸売場の整備の促進の効果を測定するための期間を設けることとし、令和6年度に設定した。目標値については、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の施行により、卸売市場において食品等の流通合理化の取組の一環としてコールドチェーンの整備等が図られることを見込み、平成28年度までのトレンドから算出した場合の伸び率から倍増した27.5%に設定した。なお、前述のとおり、低温卸売場の整備には長期間の取組が求められ、短期間での効果の測定が困難であることから、単年度の目標値は設定していない。
		把握(の方法	算出方法	:農林水産 :青果•水產 折在:農林	産物の低温	L 卸売場の	の面積/	着果・水	産物の卸	売場面積	
			市場におり分析し、判		水産物の	低温卸売	三場の整備	帯率につい	いて、増減要因	因及び卸売市場におけるコールドチェーンの整備に対する支援の状況などを		

					-	-	-	701億円	704億円		卸売市場の健全性を測定するため、次の理由により、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」を測定指標として選定した。 ①生鮮食料品等の安定的かつ効率的な流通の確保には、卸売市場の安定した経営・運営が不可欠であり、卸売市場の安定的な経営・運営を確保する観点からは、卸売業者の営業利益を把握することが重要である。 ②しかしながら、「卸売業者の営業利益」は、外部要因からの影響等による変動幅が大きく、施策の有効性を評価するに当たっては、適当でないと考えられる。 ③他方、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は、「卸売業者の営業利益」と相関関係にある。
ウ 1中央卸売市場当た りの取扱金額	695億円	28年度	719億円	6年度	_	695億円	684億円	660億円	628億円	下 一定	④また、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は、変動幅が「卸売業者の営業利益」と比較して小さく、更に卸売市場法に基づく調査であることにより、結果をより迅速に把握できる等の利点がある。目標値については、 ① 卸売市場制度に基づき、中央卸売市場の再編及び機能強化のための施設整備等が進められたことにより、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は近年増加傾向にあり、平成26年度に設定した当該指標の目標値(平成32年度までに632億円)を達成したこと、② 改正した「卸売市場法」及び「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」が施行となることにより、卸売市場を活性化するとともに、食品等の新たな需要の開拓や付加価値の向上を促進すること、さらに、市場外取引についても取り込むことが可能となること、を踏まえ、平成30年度に当該指標の見直しを行い、平成28年度までのトレンドから算出した場合の伸び率から倍増した取扱金額(719億円(税込み))に上方修正した。目標年次については、改正卸売市場法が令和2年6月に施行となること、かつ、法律の施行後5年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、令和6年度と設定した。
	把握여	の方法	調査手法 算出方法 ※ただし取 く。 データの原	:中央卸売 以扱数量及	市場の取るび経営の	放金額/り安定した	中央卸		ついて連絡	売性のあるデー	ータを測る観点から、一部の取扱品目を地方卸売市場に転換した市場は除
		合いの 方法								標値-基準値 90%未満、Cラ	恒)×100 ンク:50%未満

目標③ 【達成すべき目標】	食品産業	における生	產性向上	及び環境	問題等の	社会的な	課題への	取組の推	進		
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
ア 事業系食品ロス量	547 万トン	平成 12年度 (2000年度)	273 万トン	令和 12年度 ^(2030年度)	- 357 万トン	- 352 万トン	- 328 万トン	- 令和3 年4月 頃把握 予定	-		食品ロスの問題については、国連の持続可能な開発目標(SDGs)に具体的な目標(ターゲット)が定められる等、国内外の関心が高まる中、我が国の食品産業においても、これまで以上の取組の推進が求められているところ。このような状況等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、令和元年に食品リサイクル法の基本方針を策定し、事業系食品ロス量を2000年度比で2030年までに半減する目標を新たに設定したことから、これを測定指標として選定した。 目標値については、食品リサイクル法の基本方針と合わせ、平成12年度比で令和12年度までに半減とした。なお、家庭系食品ロス量の目標についても、平成12年度比で令和12年度までに半減とする目標が設定されているところ。目標達成に向けては、業界横断的な長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。
	把握여	の方法		イクル法にまる				€源の再生	生利用等	実態調査(農	林水産省大臣官房統計部)、食品関連事業者における食品廃棄物等の可食
	達成度 判定	合いの 方法	評価に当	たっては、	事業系食	品ロス量	を基本とし	,つつ、食	品の生産	を・流通・消費)	こ関する情勢の変化等食品ロスの発生要因を総合的に分析し、判定する。

			0.00		_	-	-	_	-	0.5.44	「サービス産業チャレンジプログラム」(平成27年4月15日日本経済再生本部決定)において、サービス産業全体の労働生産性の伸び率が、平成32年までに2.0%(平成25年:0.8%)となることを目指すことが決定されたため、「飲食サービス業の労働生産性の伸び率」を測定指標として選定した。	
イ 飲食サービス業の労 働生産性の伸び率			3.0%	2年度	-	4.4%	-6.2%	-9.1%	-2.7% (暫定 値)	S↑-他	目標値は、サービス産業全体の目標値2%をもとに、その数値を上回る3%を設定した。 年度ごとの目標値については、「サービス産業チャレンジプログラム」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。	
	把握の方法		公表時期	出典:法人企業統計(財務省) 公表時期:調査翌年度9月 第出方法:直近3カ年の年間平均労働生産性変化率								
	達成度合いの 判定方法		当該統計判定する。	当該統計に基づく計算値(直近3カ年の年間平均労働生産性変化率)、研修会・交流会の参加事業者数、消費者物価指数、市場動向等を総合的に 判定する。							・交流会の参加事業者数、消費者物価指数、市場動向等を総合的に分析し、	
			2.0%	o fee ste	-	-	-	-	-		「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、製造業全体の労働生産性について年間2%(平成25年~平成27年の平均1.4%)を上回る向上を目指すことが決定されたため、「食品製造業の労働生産性の伸び率」を測定指標として選定した。 目標値については平成30年4月6日に公表した「食品産業戦略」において「2020年代の労働生産性3割増」を提案。遅くとも2029年までに労働生産性を	
ウ 食品製造業の労働 生産性の伸び率	2.6%	28年度	3.0%	3年度	-	2.6%	6.4%	-5.0%	9月に 確定	S ↑ -他	30%向上させるためには、毎年、労働生産性を3.0%ずつ向上させていく必要。 こうした考えの下、食品製造業の労働生産性の伸び率を2021年度(令和3年度)までに年3.0%向上させることを目標値として設定。 年度毎の目標値については、「未来投資戦略2017」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。	
	把握(の方法		:調査翌年	度9月		年度の労	働生産性	上(労働生	産性=付加値	」 西値額/(役員数+従業員数))	
		合いの 方法	当該統計	に基づく計	算値(目	標年度の	対前年伸	で率)等	を総合的	に分析し判定	きする。	

	-1 44	予算	額計(執行	行額)	元年度	関連す		平成31年度行
	政策手段 (開始年度)	28年度 [百万円]		30年度 [百万円]	当初予算額[百万円]	指標	政策手段の概要等	政事業 レビュー 事業番 号
(1)) 卸売市場法 (昭和46年)	-	_	_	-	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、中央卸売市場整備計画に基づき開設者が行う施設整備に対する支援等を通じて卸売市場の整備を促進するとともに、卸売業者等に対する指導監督により卸売市場の適正かつ健全な運営を確保する。 この法律の適正な執行により市場施設の計画的な整備が進むとともに、卸売市場の適正かつ健全な運営が確保されることにより、卸売市場の機能強化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
(2)	エネルギーの使用の 合理化等に関する法 律 (昭和54年)	-	_		-	- (1)-①-ア	工場等におけるエネルギー使用の合理化等を推進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
(3)	特定農産加工業経) 営改善臨時措置法 (平成元年)	-	_		-	- (1)-①-ア	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と 市場規模の拡大に寄与する。	-
(4)	食品等の流通の合 理化及び取引の適) 正化に関する法律 (平成3年、平成31年 改正)	-	-		-	(1)-①-ア(2)-①-イ	農林漁業及び食品流通業の成長発展と一般消費者の利益のため、食品等流通の合理化を図る取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な出資、融資その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品等流通事業者の創意工夫をいかした取組を広く支援することで、流通の効率化など食品流通の合理化に寄与する。	-
(5)	容器包装に係る分別 収集及び再商品化) の促進等に関する法 律 (平成7年)	_	_		-	- (1)-①-ア	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
(6)	中心市街地の活性) 化に関する法律 (平成10年)	-	_		_	- (1)-①-ア	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(7)) 種苗法 (平成10年)	-	_		_	- (1)-①-ア	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、6次産業化等の取組 の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-

地球温暖化対策の (8) 推進に関する法律 (平成11年)	-	_	—	_	(1)-①-ア	地球温暖化対策計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
中小企業等経営強 化法(中小企業の新 たな事業活動の促進 に関する法律) (平成11年、平成28 年改正)		=		_	(1)-①-ア	労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の下での中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営の強化を図るため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年3月31日法律第18号)」を改正し、事業分野ごとに新たに経営力向上のための取組等について示した指針を主務大臣において策定するとともに、経営力向上計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者等に、設備投資に係る税制特例や金融支援等の措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、中小企業・小規模事業者等の経営力の向上につながり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
食品循環資源の再 (10) 生利用等の促進に 関する法律 (平成13年)		-		_	(1)-①-ア (2)-③-ア	食品関連事業者に対して食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
流通業務の総合化 (11) 及び効率化の促進 に関する法律 (平成17年)	-	_		-	(1)-①-ア	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
中小企業による地域 産業資源を活用した 事業活動の促進に (12) 関する法律(中小企 業地域資源活用促 進法) (平成19年)		_		-	(1)-①-ア	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対して、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、新商品の開発等が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
中小企業者と農林漁 業者との連携による 事業活動の促進に 関する法律(農商工 等連携促進法) (平成20年)	_	_	_	_	(1)-①-ア · (1)-①-イ (2)-①-ア	農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援する。 この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与する。	-
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原(14) 材料としての利用の促進に関する法律(平成20年)	—	-	_	_		原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	_

地域資源を活用した					
農林漁業者等による 新事業の創出等及 び地域の農林水産 物の利用促進に関 する法律(六次産業 化・地産地消法) (平成22年)	-	_	- (1)-①-ア - (1)-①-イ (1)-①-ヴ	農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
電気事業者による再 生可能エネルギー電 (16) 気の調達に関する特 別措置法 (平成23年)		_	- (1)-①-ア (1)-①-オ	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
株式会社農林漁業 成長産業化支援機 構法 (平成24年)		-	- (1)-①-ア - (1)-①-イ (1)-①-ウ	一分を定める。	-
(18) 産業競争力強化法 (平成25年)		_	- (1)- <u>∩</u> -7	経営資源の有効活用を通じ、産業の生産性向上を図るため、強化法に基づく計画の認定を受けた事業者に対して、税制、融資、債務保証、会社法の特例などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、事業者の生産性が向上し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
農林漁業の健全な 発展と調和のとれた 再生可能エネルギー 電気の発電の促進 に関する法律 (平成25年)		_	- (1)-①-ア (1)-①-オ	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、エネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
特定農林水産物等 の名称の保護に関 する法律(地理的表 示法) (平成27年、平成28 年、平成30年改正)		_	- (1)-①-ア (1)-①-カ	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が 産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保 護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、6次産業化等の取組 の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
農業競争力強化支 (21) 援法 (平成29年)		_	(1)-①-ア (1)-①-ウ - (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	加工事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農林水産物・食品の輸出促進に寄与しまる	-

日本農林規格等に (22) 関する法律 (平成29年)	——————————————————————————————————————	-	_	-	(1)-①-ア	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林 物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、6次産業化 等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
持続可能な循環資源活用総合対策事 (23) 業 (平成30年度) (主) (関連:元-⑫,⑮)	240 (212)	224 (194)		99	(1)-①-ア (1)-①-オ (2)-③-ア	食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組を推進し、食品関連企業の食品ロス削減の取組の強化を図るとともに、市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指すことにより、農山漁村の活性化を促進する。このことにより、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化されるとともに、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0012
6次産業化サポート 事業 (24) (平成26年度) (主) (関連:元-⑮)	369 (352)	379 (356)		700	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-①-ア	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0014
食料産業・6次産業 化交付金 (25) (平成30年度) (主) (関連:元-②,⑤)		_	1,634 の内数 (1,463 の内数)	1,478 の内数	(1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげる。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援する。農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援する。 これらの支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市	0017
食品流通合理化促 進事業 (26) (平成30年度) (主) (関連:元-④)		-	335 (297)	278		場規模の拡大に寄与する。	0018
食品産業イノベー ション推進事業 (27) (平成30年度) (主) (関連:元-④)	——————————————————————————————————————	-	86 (85)	107	(1)-①-ア	ICT、ロボット、AI技術等のモデル実証や、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会の開催、先進・優良事例等調査の取組を支援する。この支援措置により、食品産業におけるイノベーションを創出するとともに、生産性向上の推進に寄与する。	0019

輸出環境整備推進 事業 (平成27年度) (関連:元-④)	293 (256)	267 (238)		l	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行う。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行う。 これらの支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0020
地理的表示保護制度活用総合推進事(29)業 (平成28年度) (関連:元-④)	174 (161)	174 (166)		160	(1)-①-ア (1)-①-カ	地理的表示(GI)の登録申請を支援する窓口の整備、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進、地理的表示保護制度等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を推進する。これらの支援措置により、農山漁村の持つ知的財産としてGI等の地域ブランド産品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び諸外国において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされ、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及びGI等の知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	0021
日本発食品安全管理規格策定推進事(30)業 (平成28年度) (関連:元-④)	90 (85)			77	(1)-①-ア	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させ、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要がある。そのため、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム策定とその国際標準化を推進する取組を支援する。この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0022
食によるインバウンド 対応推進事業 (平成28年度) (関連:元-④)	70 (69)			28	(1)-(1)-)	地域の食の魅力を発信する基盤づくりを支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進する。 この支援措置により、インバウンド需要の増大が日本産食材等の評価を高めるといった好循環の構築を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0023
植物品種等海外流 出防止総合対策事 (32)業 (平成29年度) (関連:元-④)	_	83 (69)	:	100	(1)-①-ア	海外における植物新品種の育成者権保護のため、海外出願相談窓口の設置、主な出願先国の海外出願マニュアルの作成、及び育成者権取得経費を支援する。あわせて海外における植物品種保護に必要となる技術的な課題の解決に向けた取り組みを行うとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実をはかるための協力活動を行う。これらの支援措置により、海外における植物品種保護のための総合的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流失等を防ぐことにより輸出額の増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0025
新たな種類のJAS規 格調査委託事業 (平成29年度) (関連:元-④)	_	45 (37)		47	(1)-①-ア	市場のボーダーレス化に対応できるよう、国際化を見据え、我が国産品・事業者の強みをアピールできるJAS規格を制定し、規格・認証を戦略的に制定・活用することで、食品産業・農林水産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0026

輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業 (平成30年度) (関連:元-④)			-	-	(1)-①-ア	戦略的に日本ブランドのPRを行い新たな海外マーケットの開拓を推進するとともに、それと連動して、事業者に対する商談支援による成約の拡大、分野・テーマ毎の重点的な販売促進の強化を図る取組を支援する。 この支援措置により 海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0028
海外需要創出等支 援対策事業 (平成30年度) (関連:元-④)	—	——————————————————————————————————————	3,439 (3,263)	3,406		我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、戦略的なマーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等への商談マッチング、新たな販路開拓等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0029
輸出環境整備緊急 対策事業 (平成30年度) (関連:元-④)			2 (0)	-	(1)-①-ア	EU向けに、我が国の既存添加物(クチナシ黄色素、クチナシ青色素及びベニコウジ色素)が含まれる日本産食品を輸出するようにするため、EUの食品衛生管理当局との協議・調整、各種試験に関するデータの取得・分析並びに申請書類取りまとめ及び申請に必要な取組、EU等の輸出先国が求めるサルモネラ管理計画等の食品安全に係る検査に必要な取組を支援する。この支援措置により、日EU・EPA等の発効で獲得する関税撤廃・削減のメリットを早期に輸出拡大につなげるため、輸出障壁に対応する環境整備を加速化し、畜産物及び加工食品の輸出拡大に寄与する。	0030
日本産食品の安全 性に関する第三者評 (37) 価委託事業 (平成30年度) (関連:元-④)	1		14 (0)	_	(1)-①-ア	放射性物質に関する諸外国・地域における日本産農林水産物・食品の輸入規制の撤廃及び緩和の働きかけについて、規制を継続する国・地域に対し、相手国政府が求める科学的データをタイムリーに提供するための取組を支援する。 この支援措置により、放射性物質に関する最新のデータ等を整理した上で、食品に含まれる放射性物質のリスク管理に関する専門的知識を持つ有識者による委員会を構成し、日本国内に流通する食品の放射性物質に関する安全性の評価を実施した上で評価報告書を作成することにより、諸外国に対する働きかけに寄与する。	0032
植物品種等海外流 出防止環境整備緊 (38) 急対策事業 (平成30年度) (関連:元-④)	mususususususus 1		-	I	(3)-①-イ	海外における植物品種の育成者権保護のため、育成者権取得経費を支援する。あわせて海外に出願する際に、植物防疫等の問題から、出願先国への栽培試験に供する種苗の送付が困難となり品種登録が進んでいない場合があることから、出願先国に種苗提出が可能となるよう、信頼できる海外パートナーを確保する取組等に係る経費の支援を行う。 これら支援措置により海外における植物品種保護のための緊急的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流出を防ぎ、輸出促進に寄与する。	0034
グローバル産地づく り緊急対策のうち GFP前倒し実施と支 (39) 援活動増加委託事 業 (平成30年度) (関連:元-④)	- I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		-	_		GFP登録者のうち輸出診断を希望する生産者等に対し、農林水産省職員、JETRO職員、輸出の専門家等(他省庁の職員や民間の専門家(商社等))が現地訪問し、ヒアリング・現地視察を通じて輸出に向けた現状・課題認識や要望の把握を行う取組を支援する。 この支援措置により、GFP登録者同士の交流を図り深めることによって登録者同士の新たなネットワークの構築に寄与する。	0035

地理的表示保護制 度緊急対策委託事 (40)業 (平成30年度) (関連:元-④)	—	_	l	1	(1)-①-ア	日EU・EPAを踏まえたGIの保護対象の拡大に向けた流通等実態調査、EUを始めとする主要輸出先国での制度調査等を行うことにより、「総合的なTPP等関連政策大綱」に即するとともに、地理的表示(GI)の相互保護の促進による我が国農林水産物・食品の輸出拡大を図る。	0036
タイ王国の輸入規制 に対応するための体 制整備実証調査事 業 (平成30年度) (関連:元-④)		_	l	1	(1)-①-ア	タイ基準を満たした証明書を取得のための体制整備の実証を行い、タイ基準と同等以上の規格とされた「タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係わるJFS規格」(以下「JFS規格」という。)及びJFS規格のガイドラインに基づき、我が国の製造等施設がタイ基準を満たすために必要な具体的事項を取りまとめた取組マニュアルを策定するとともに、梱包容器に係るタイ王国の基準と我が国の基準の差異を分析する取組を支援する。 この支援措置により、タイ王国に対する日本産青果物の輸出の円滑化に寄与する。	0037
家畜衛生対策事業 (42) (平成17年度) (関連:元-④,⑤)	1,479 (1,475)			1,124	(1)-①-ア	BSE検査を確実に実施することで、国際機関であるOIEが認定するBSEリスクステータスを維持し、これによって牛肉輸出可能国の新規開拓(維持)を行い、牛肉の輸出額増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0059
戦略的監視·診断体制整備推進事業委(43) 託費(平成20年度)(関連:元-④,⑤)	75 (74)	68 (68)	81 (81)	88	(1)-①-ア	本事業により、家畜及び野生動物における家畜の伝染性疾病の監視・診断体制を整備・強化する。これにより、安全な畜産物の供給体制が強化され、農林水産業・地域の活力創造プランの「動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化」並びに「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、輸出額の増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0060
動物疾病基幹診断施設のISO17025等外部精度管理支援事業費(44)(平成28年度)我が国のOIE認定施設活動支援事業(令和元年度)(関連:元-④,⑤)	7 (7)	12 (5)		10	(1)-①-ア	本事業により、我が国の動物疾病診断・検査体制の国際的な信頼性が向上し、疾病発生時でも畜産物輸出が継続できる体制が構築される。これにより、「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、畜産物の輸出可能国を維持・増加することにより輸出額の増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0063
海外農業·貿易投資 環境調查分析事業 (平成29年度) (関連:元-④,⑤)		354 (314)	=	684		官民協議会の運営と情報収集・専門的調査、二国間政策対話等の開催、海外進出に取り組む民間企業への支援を実施し、我が国食産業の海外展開を推進することで、諸外国におけるフードバリューチェーンの構築を図り、我が国の6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0066
農業競争力強化プロ グラムの着実な実施 (46) に向けた調査事業 (平成30年度) (関連:元-⑪)	——————————————————————————————————————	_	80 (73)	81		農業競争力強化プログラムや農業競争力強化支援法に基づく施策について、その実施状況や効果を把握するとともに、施策推進上の新たな課題を抽出するため、国内外における農業資材の価格や農畜産物の流通実態等を調査。 農産物流通等の合理化の実現に向けた施策の推進を図るために必要な調査を行うものもあり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0194

農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:元-⑦,⑧,⑫, ⑭,⑮,⑯,⑰,⑱, ⑲,②)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	の内数 (7,886	の内数 (7,282	9,809 の内数		地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	0204
小水力等再生可能 エネルギー導入支援 (48) 事業 (平成29年度) (関連:30-⑫,⑭,⑮)		255 (247)	202 (202)	_	(1)-①-オ	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 この支援措置により、再生可能エネルギーの活用に向けた取組の促進を図り、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費の軽減を図り、持続的な農業の発展と農村の活性化に寄与する。	0206
食品の品質・安全管理サポート事業 (令和元年度) (関連:元-①)		_	-	147	(2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	ICT、ロボット、AI技術等のモデル実証や、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会の開催、先進・優良事例等調査の取組を支援する。 この支援措置により、食品産業におけるイノベーションを創出するとともに、生産性向上の推進に寄与する。	新31-0002
グローバル産地づく り推進事業 (令和元年度) (関連:元-④)		_	-	153		海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、相手国の求める農薬規制・衛生管理に対応した生産・加工体制を構築するためのグローバル産地計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善、本事業の趣旨氏資する行為等の取組について支援する。この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び6次産業化の市場規模の拡大、食品産業の海外展開の促進に寄与する。	新31-0003
農林水産業における データ保護・利活用 (51) 推進委託事業 (令和元年度) (関連:元-④)		_	-	16	(1)-①-ア	高品質・高付加価値化や生産性向上を図るため、AI(人工知能)やIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業を推進しているところ、AI技術を利用するソフトウェアの利用段階におけるユーザーとベンダー間の権利関係の考え方が一般的に整理されておらず、契約トラブル等によりAI農業の開発・利用に支障が生ずるおそれがあるため、AIの利用に関する権利関係の考え方を整理する。また、「スマート水産データベース」(仮称)が構築・稼働されることを踏まえ、将来的に水産業におけるデータの保護と利活用を促進するための環境整備する。これらにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	新31-0004

強い農業づくり交付金 (平成17年度) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(令和元年度) (関連:元-④,⑨,⑪, ⑬)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	の内数 (21,345 の内数)	の内数 (16,756 の内数)	23,241 の内数	(2)-②-ア	産地における高付加価値化等による販売価格の向上等に向けた取組に必要な産地基幹施設の整備等を支援。この支援措置により、6次産業化の市場規模の拡大等に寄与する。また、卸売市場の機能強化を図るため、中央卸売市場の開設者等が行う卸売場の低温化等の取組に対し支援する。この支援措置により卸売市場において低温化された施設等の整備が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	新31-0006
農林漁業成長産業 (53) 化ファンド (平成24年度) (関連:元一⑮)	5,000 [5,000 (資産投 貸付)]	(買座权 出資)		-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
生鮮食料品等小売 (54) 業近代化貸付制度 (昭和43年度)	-	—	_	-	(2)-①-イ	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。	-
新規用途事業等資 (55) 金 (昭和60年度)	-	_	_	-	(1)-①-ア	国産農林水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図ることにより、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物を新規用途事業に採用する食品製造業者等に対し金融措置((㈱日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(56) 特定農産加工資金 (平成元年度)	_	_	_	-	(1)-①-ア	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等の行う経営改善に対する金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業)の支援をする。 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
食品流通改善資金 のうち食品等生産販 売提携型施設 (平成3年度)	_	_	_	-	(2)-①-イ	生産者と食品等販売業者の連携による食品等流通の合理化事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
食品安定供給施設 (58) 整備資金 (平成11年度)	-	_	_	_	(1)-①-ア	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安定供給の確保に資する食品又は 飼料製造業者等に対し金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市 場規模の拡大に寄与する。	-
L	•					·	

	1		•	1	1	·	
食品流通改善資金 のうち食品等生産製 造提携型施設 (平成12年度)	_	—		-	(1)-①-ア	食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを図るため、食品等製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	_
農商工等連携促進 (60) 法に係る資金 (平成20年度)	_		——————————————————————————————————————	-	(1)-①-ア (2)-①-ア	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))の支援をする。 この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与する。	-
6次産業化に係る資 (61)金 (平成22年度) (関連:元-⑮)	_	_	—	-	(1) -①-ア (1) -①-イ (1) -①-ウ	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通する。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)) この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度 (研究開発税制) [所得税・法人税:租税特別措置法第10条、第42条の4、第(62)68条の9] [法人住民税:地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第8条第1項~第4項](昭和42年度)	3,649 (3,367.3)	3,451.1 (2,294.8)			(1)-①-ア	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除する。 I 試験研究費の総額の6~14%(中小企業者等については12~17%)の額を税額控除 II 国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用等(特別試験研究費)の20%、25%又は30%を税額控除 III 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合に、売上高の10%を超える試験研究費の額に控除率を乗じた額を税額控除 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進することにより、農林水産・食品産業の成長力及び国際競争力の強化に寄与する。	-
収用交換等の場合 の譲渡所得等の特別控除(卸売市場) (63) [所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和46年度)	0 (0)	(0)	= -	Λ	(2)-(2)-7	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	÷

収用等に伴い代替 資産を取得した場合 の課税の特例(卸売 市場) (64) [所得税・法人税:租 税特別措置法第33 条、第64条、第68条 の70] (昭和46年度)	0	(0)	0 (0)	$0 \begin{vmatrix} (2) - (2) - f \\ (2) - (2) - f \end{vmatrix}$	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
農業協同組合、中小企業等協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて取得した、農林漁業者等の共同利用に供する施設に対する課税標準の特例措置(卸売市場関係) [不動産取得税:地方税法附則第11条第11項] (昭和46年度)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	$1 \begin{pmatrix} (1) - \vec{0} - 7 \\ (2) - 2 - 7 \\ (2) - 2 - 4 \\ (2) - 2 - 7 \end{pmatrix}$	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、日本政策金融公庫(食品流市場近代化施設)の貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置についての課税標準の特例措置 [固定資産税:地方税法第349条の3第4項] (昭和49年度)	1 (0)	(0)	1 (0)	$1 \begin{pmatrix} (1) - \vec{0} - \vec{\tau} \\ (2) - \vec{0} - \vec{\tau} \\ (2) - \vec{0} - \vec{\tau} \\ (2) - \vec{0} - \vec{\tau} \end{pmatrix}$	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、1/2控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-

卸売市場及びその 他機能を補完する一 定の施設に係る事業 (67) 所税の非課税措置 [事業所税:地法第 701条の34第3項第 14号] (昭和50年度)	1,155 (1,155)	` '	(R2年3 月把握	1,155		卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 この支援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されることになり、6次産業化等の取組の 質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
特定農産加工業経 営改善臨時措置法 に基づく事業用施設 に係る特例措置 課税標準の軽減措 置 [事業所税:地方税 法附則第33条第5 項] (平成元年度)	101 (75)	104 (78)		106	(1)-①-ア	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施する。 資産割 1/4相当額を控除 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	ı
公害防止用設備を 取得した場合の特例 措置 課税標準の軽減 [固定資産税:地方 (69) 税法附則第15条第2 項第1号] [事業所税:地方税 法第701条の41第1 項表3] (平成8年度)	75.9 (81.6)			93.1	(1)-①-ア	公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設)を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の促進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
中小企業者等が機 械等を取得した場合 の特別償却制度又 は税額控除制度 (中小企業投資促進 (70) 税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税:措 法第10条の3、第42 条の6、第68条の11] (平成10年度)		117,100 の内数 (88,300)	(守和2年	115,000 の内数	(1)ー①-ア	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械及び装置(取得価格が160万円以上) (2)工具(1台の取得価格が120万円以上) (3)一定のソフトウェア(1のソフトウェアの取得価格が70万円以上) (4)車両(3.5 ¹ 、以上の普通貨物自動車) (5)内航船舶(すべて(取得価額の75%)) この支援措置により、中小企業者等(食品企業者関係)の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-

バイオエタノール等 揮発油に係る課税標 準の特例[揮発油 (71) 税・地方揮発油税: 租税特別措置法第 88条の7] (平成20年度)	39,357 (39,327)	44,548 (44,904)	- 1	44,548	(1)-①-ア (1)-①-エ	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	-
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木(72)質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第26項](平成20年度)	25 (32)	71 (30)	15 (20)	29	(1)-①-ア (1)-①-エ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	-
再生可能エネルギー 発電設備に係る課税 標準の特例措置[固 (73) 定資産税:地方税法 附則第15条第33項] (平成25年度)(関連:元-⑮)	14,103 (19,786)		8,561 (令和2年 2月把握 予定)	2,148	(1)-①-オ	再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備。※太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設備以外は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格から、発電源種と発電容量に応じて定められた割合を軽減する。この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
産業競争力強化法 に係る特例措置[登 録免許税:租税特別 措置法第80条第1 項] (平成25年度)	(0)	_ (0)	– (50)	-	(1)-①-ア	産業競争力強化法の計画認定を受けた企業等が認定された計画に従って会社設立や増資等を行う場合、登録免許税を軽減する(0.7%→0.35%等) この支援措置により、新たな会社の設立や増資等が促進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	ı

特定中小企業者等 が経営改善設備を 取得した場合の特別 償却制度又は税額 控除制度(商業・ サービス業・農林水 (75) 産業活性化税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税:措 法第10条の5の2、 第42条の12の3、第 68条の15の4] (平成25年度)	3,120 (2,100)			2,060	(1)-①-ア	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、商業・サービス業等を営む中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (2)建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) この支援措置により、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度(中小企業経営強(76)化税制)(食品企業者関係)[所得税・法人税:措法第10条の5の3、第42条の12の4、第68条の15の5](平成29年度)	-	117,100 の内数 (61,900)	(分和2年	115,000 の内数	(1)-①-ア	即時償却又は10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除との選択。 適用対象者は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、生産性の高い設備を導入した中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械装置(1台の取得価格が160万円以上) (2)工具(1台の取得価格が30万円以上) (3)器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (4)建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) (5)ソフトウエア(70万円以上) この支援措置により、中小企業者等の設備投資が促進され、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化や経営力の向上が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
農業競争力強化支 援法に基づく事業再 編計画の認定を受け た場合の事業再編 (77) 促進機械等の割増 償却[所得税・法人 税:措法第13条の2、 第46条の2、第68条 の33] (平成29年度)	-		16 (令和2年 2月把握 予定)	_	(1)-①-ア (1)-①-ウ (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ヴ		-
政策の予算額[百万円]	0 <49,501>	0 <54,551>	0 <44,139>	0 <46,236>			
政策の執行額[百万円]	0 <46,474>	0 <50,959>					

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

		予算	額計(執行	亍額)				平成31
	政策手段 (開始年度)	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	年度行 政事業 レビュー 事業番 号
(1)	【参考:復興庁より】 東日本大震災農業 生産対策交付金 (平成24年度) (関連:元-⑨)	2,592 の内数 (1,997 の内数)	1,420 の内数 (761の内 数)	2,551 の内数 (2,137 の内数)	999	(2)-②-ウ	震災の影響により低下した被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援。 支援。 この支援措置により、被害を受けた地域における生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による 需要の開拓に寄与する。	復興-0086
(2)	【参考:復興庁より】 福島県農林水産業 再生総合事業 (平成29年度) (関連:元-①,⑨,⑬, ②,②)	_	4,710 の内数 (4,710 の内数)	4,609 の内数 (4,601 の内数)	4,740 の内数	(2)-①-ア	量販店、オンラインストア等における福島県産農林水産物等の販売促進の取組、商談会の開催等を支援する。 この支援措置により、新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与する。	復興-0085

- (注1)「予算額計」欄及び「元年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
- (注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。
- (注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	食品産業	食品小売業・卸売業、食品製造業、外食・中食産業の総称
注2	6次産業化7分野	加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギーの7分野
注3	食品関連事業者	食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者及び外食・中食事業